

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は会社事務所内において電話による営業業務に従事していたが、事務所内において激しい頭痛に襲われた。その後、発熱の症状も現れるが医療機関には受診せず、市販の痛み止め薬や風邪薬を服用していたが、1週間後に〇病院を受診し「くも膜下出血」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は本件疾病が業務上の事由により発症したものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

本件疾病を発症したのは、年末を迎えて業務量が増加する時期であることと、これまで休業して遅れた業務を取り戻さなければならないというプレッシャーによる心理的負荷がかかったためである。

したがって、業務上の災害と認められないとして行った監督署長の不支給決定処分は誤りである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（以下「認定基準」という。）に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

- (1) 請求人が罹患した疾病は、「くも膜下出血」であり、認定基準の対象疾病に該当する。
- (2) 発症直前から前日までの間において、異常な出来事に遭遇した事実は認められない。
- (3) 発症前おおむね1週間及び発症前おおむね6か月の業務の過重性について、請求人は、発症前の約4か月半の間、「腰椎椎間板ヘルニア」により休業しており、仕事に復帰してから発症までの就労はわずかに2日のみであり、時間外労働もほぼ認められない。また休業以前においても、時間外労働は発症前5か月が9時間10分、発症前6か月が19時間50分であり、特に過重な業務があったとは認められない。
- (4) 請求人の聴取内容等から、頭部等を負傷した事実は認められない。
- (5) 地方労災医員の意見においても業務起因性が否定されている。

以上から、業務による明らかな過重負荷を受けたとは判断できず、認定基準に該当しないため、業務による疾病とは認められない。

4 審査官の判断

(1) 認定基準に基づいた評価

ア 請求人が罹患した疾病は、「くも膜下出血」であり、認定基準の対象疾病に該当する。

イ 発症直前から前日までの間において、異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

ウ 発症前おおむね1週間及び発症前おおむね6か月の業務の過重性について、日常業務に比較して特に過重な業務があったとは認められない。

エ 地方労災医員の意見書では、「私病の自然経過としての発症によるもので、労働による過重負荷により自然経過を逸脱して発症したものとは考えられない。」との意見である。

オ 聴取内容等から、頭部などを負傷した事実は認められない。

(2) 結論

以上から、請求人に発症した本件疾病は、業務との相当因果関係を認めることは困難であり、本件疾病を業務上の事由によるものと認めることは出来ない。

したがって、監督署長が請求人に対して行った療養補償給付を支給しないとした旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。